

申立内容が難民条約上の迫害理由に該当せず不認定とした事例**【事例 1】**

申請者は、本国において、勤務先の工場が経営難で閉鎖され、再就職先も見つからなかったため、「日本へ行けば仕事もすぐ見つかって稼げる」との噂を頼りに来日したところ、本邦に居住する同国人のコミュニティにおいて、「難民認定申請をすると滞在許可が出る」と教えてもらった旨申し立て、帰国すれば生活に困窮するとして難民認定申請を行ったものである。

当該主張は、単なる本邦での稼働希望を述べるにすぎないもので、難民条約上のいずれの迫害の理由に基づくものとも認められないとして「不認定」とされた。

【事例 2】

申請者は、本国において、兄と共同経営していた店の収益が伸び悩んだため、別の事業を開始しようと、高利貸しをしている友人から借金をしたものの、兄がその金を使い込んだため事業はうまくいかず、借金も期日までに返済できず、高利貸しの友人から、暴行はされていないが脅迫を受けていることを申し立て、帰国すれば殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

当該主張は、借金の返済をめぐる友人とのいさかいであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。

【事例 3】

申請者は、本国において、村人 2 名との間に、申請者の家族が所有していた土地の所有権をめぐる争いが生じ、母が呪いによって殺害されたこと、村を出た姉も行方不明になったことを申し立て、帰国すれば申請者も呪いによって殺害されるおそれがあるとして難民認定申請を行ったものである。

当該主張は、土地の所有権をめぐる村人同士のいさかいであり、難民条約上のいずれの迫害の理由にも該当しないとして「不認定」とされた。